別記様式第十号記載要領15中「また、社員資本は資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分すること。」を削り、同様式記載要領17とし、同様式記載要領14⑵中「繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金」を「繰延ヘッジ損益」に改め、同様式記載要領16とする。

別記様式第十号中記載要領13を記載要領15とし、記載要領6から記載要領12までを1ずつ繰り下げ、記載要領8の前に次のように加える。

7　当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載すること。

別記様式第十号記載要領5を次のように改める。

6　各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。

別記様式第十号記載要領３及び記載要領４中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式記載要領３及び記載要領４を1ずつ繰り下げ、記載要領４の前に次のように加える。

3　金額の記載にあたつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

別記様式第十一号注1中「抱かせる」を「生じさせるような」に改める。

別記様式第十一号中注12を注18とし、注9から注11までを六ずつ繰り下げ、同様式注8中「⑴取引の内容」を「取引の内容」に、「属性」を「種類」に、「但し」を「ただし」に改め、「記載する。」の下に「⑴取引の内容」を加え、同注を同様式注14とし、同様式注14の前に次のように加える。

12　金融商品関係

⑴　金融商品の状況

⑵　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

⑴　賃貸等不動産の状況

⑵　賃貸等不動産の時価

別記様式第十一号中注7を注11とし、同様式注6を注10とし、同様式注5③中「事業年度中に行つた」を削り、同注④を削り、同注⑤を同注④とし、同注を注9とし、同様式注４①中「業務進行基準」を「工事進行基準」に改め、同注④を同注⑤とし、同注③の次に次のように加える。

⑷　売上原価のうち業務損失引当金繰入額

別記様式第十一号注４に次のように加える。

⑹　研究開発費の総額

別記様式第十一号中注４を注８とし、同様式注３⑵中「手形遡及債務」を「手形遡求債務」に改め、同注④中「執行役、会計参与又は監査役」を「監査役及び執行役」に改め、同注に次のように加える。

⑹　業務損失引当金に対応する未成業務支出金の金額

別記様式第十一号中注３を注７とし、同様式注２の次に次のように加える。

3　会計方針の変更

4　表示方法の変更

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬の訂正

別記様式第十一号記載要領１を次のように改める。

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株式会社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

別記様式第十一号記載要領３を次のように改める。

3　記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

別記様式第十一号記載要領６中「以下の要領」を「当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領」に改め、同様式記載要領６注１関係を次のように改める。

注１関係　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載すること。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別